

飼養衛生管理基準について

1 飼養衛生管理基準の目的

食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階から消費の段階に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等のリスクによる影響を抑制することが求められている。

家畜の伝染性疾病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）において、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を、あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて農林水産省令に定めるとともに、当該家畜の所有者に飼養衛生管理基準の遵守を義務付けることとされた（法第12条の3）。

また、その実効性を確保するため、当該基準に違反している者に対しては、都道府県知事が遵守すべき事項を定めて勧告し、さらに、当該勧告に従わない者に対しては、当該勧告に従うべき旨の命令を発することができることとされ、この命令に違反した場合には罰則が科されることとされた（法第12条の4、第65条第2号）。

2 飼養衛生管理基準を定めるべき家畜の種類

我が国畜産経営における主な家畜としては牛、馬、豚、鶏等があげられるが、食品の安全性確保という観点からは、特に牛、豚及び鶏の生産段階での衛生管理の徹底が求められることから、牛、豚及び鶏について飼養衛生管理基準を定めることとされた（家畜伝染病予防法施行令第2条）。

3 作成のための検討について

飼養衛生管理基準の作成に当たっては、専門家の意見の反映、政策決定過程の透明性の確保のため、食料・農業・農村政策審議会に意見を聴かなければならないこととされている（法第12条の3第3項）。このため、同審議会の下に消費・安全分科会家畜衛生部会を設置するとともに、基準の具体的な内容を検討するため同部会の下に衛生管理小委員会を設置し、小委員会での検討及び家畜衛生部会の議決を経た上で、当該基準を作成することとした。

飼養衛生管理基準（案）

（家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の二として次の一条を挿入）

（飼養衛生管理基準）

第二十一条の二 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、次のとおりとする。

- 一 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 二 他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りするときは、当該車両の消毒に努めること。
- 三 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。
- 四 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。
- 五 家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に努めること。
- 六 家畜の異常をできるだけ早期に見ることができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他の必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。
- 七 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 八 家畜を他の農場等に出荷する際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 九 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。
- 十 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。

家畜伝染病予防法（昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号）抄

最終改正：平成一五年六月十一日法律第七十三号

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に關し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（勧告及び命令）

第十二条の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、第九条、第十二条の四第二項、第二十六条第一項又は第三十条（第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項及び第三十条については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 十三 (略)

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年八月三十一日政令第二百三十五号）抄

最終改正：平成十五年六月二十七日政令第二百八十八号

（飼養衛生管理基準を定めるべき家畜）

第二条 法第十二条の三第一項の政令で定める家畜は、牛、豚及び鶏とする。